

尾道市営住宅等指定管理者の応募資格等について

1 応募資格

広島県内に本社または支店等を有し尾道市内へ窓口事務所を設置することができ、共同住宅300戸以上の管理の実績を有する法人又は団体及び他の団体とのグループ（以下「共同体」という。）です。

共同体による申込みについては、次の点に留意してください。

- （１）共同体で代表となる法人等は、共同体内での業務比率及び出資割合が最大であることを要します。
- （２）共同体で応募する場合は、共同体結成の協定書（写し）が必要です。
- （３）共同体結成の協定書で代表団体を決めて、指定手続き等にかかる権限をその代表団体に委任し、代表団体が応募してください。
- （４）代表団体以外の他の団体は、当該共同体の構成団体となります。
- （５）代表団体若しくは構成団体となった場合には、別に単独で応募を行うことはできません。また、複数の共同体の構成団体となることもできません。

2 欠格事項

次のいずれかに該当する団体又は共同体、若しくはその代表者等は、応募者となることはできません。

- （１）法律行為を行う能力を有しない者
- （２）破産者で復権を得ない者
- （３）地方自治法施行令第１６７条の４第２項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- （４）地方自治法第２４４条の２第１１項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者
- （５）本市における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続を妨げる者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- （６）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制の下にある団体
- （７）国税及び地方税を滞納している者
- （８）会社更生法及び民事再生法等による手続をしている者